

生活困窮者自立支援及び生活保護部会 報告書（ポイント）

1. 地域共生社会の実現を見据えた包括的な相談支援の実現

- 生活困窮者に関係行政窓口等で自立相談支援機関の利用勧奨を行う等、関係機関の連携を促進。
- 生活困窮者への早期、適切な対応を可能にするための関係機関間の情報共有の仕組みを設ける。
- 生活困窮者の定義や目指すべき理念に関する視点について、法令において明確化。
- 就労準備支援事業、家計相談支援事業は、取り組みやすくなる事業実施上の工夫、都道府県による実施上の体制の支援、自立相談支援事業と一体的な支援の実施が重要。法律上の必須事業とすることも目指しつつ、全国の福祉事務所設置自治体で実施されるようにする。
- 従事者の研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくりについて、都道府県事業として明確に位置づけ。
- 希望する町村は一次的な自立相談支援機能を担い、都道府県と連携して対応できるようにする。

2. 「早期」、「予防」の視点に立った自立支援の強化

- 就労準備支援事業について、年齢要件を撤廃。資産収入要件を必要以上に限定しないよう見直す。
- データに基づき、生活保護受給者の生活習慣病の発症予防・重症化予防を更に推進する「健康管理支援事業」を創設する。国は、生活習慣病の状況等を分析して情報提供を行うなど、地方自治体の取組を支援する。

3. 居住支援の強化

- 社会的に孤立している生活困窮者に対し、必要な見守りや生活支援、緊急連絡先の確保などを行い、地域住民とのつながりをつくり、相互に支え合うことにも寄与する取組を新たに制度的に位置づけ。
- 無料低額宿泊事業について、最低基準の法定化、事前届出制等により法令上の規制を強化。
- 単身での生活が困難な生活保護受給者について、質が担保された無料低額宿泊所等で、日常生活上の支援を受け生活できるような仕組みを検討。

4. 貧困の連鎖を防ぐための支援の強化

- 子どもの学習支援事業について学習支援のほか、生活習慣・環境の向上等の取組も事業内容として明確化。
- 生活保護世帯の子どもの大学等への進学を支援するため、生活保護特有の事情が障壁になることがないように、制度を見直す。

5. 制度の信頼性の確保

- 後発医薬品については、更なる使用促進のため、その使用を原則とする。医師等が後発医薬品の使用を可能と認めていることや、薬局等における在庫等の問題がないことなど、必要な条件を満たした上で実施するよう留意。
- 有料老人ホーム等について、介護保険と同様、居住地特例の対象とする。
- 資力がある時に受けた保護費の返還について、保護費との調整を行うこと等を可能とする。